

条件不利森林公的整備緊急特別対策事業（新規）
（森林整備の推進）
< 森林・林業・木材産業づくり交付金 >

【平成21年度予算額 7,500,000(0)千円】

事業のポイント

森林の立地等条件が不利な森林を対象に、地域の実情を踏まえた創意工夫を凝らしてモデル的に間伐を実施する取組みに対し、定額助成方式の支援を行い、地域の森林整備を推進します。

（条件不利森林対策の背景等）

- ・京都議定書の森林吸収目標の達成に向け、平成24年度までに年55万haの間伐を実施することが必要です。
- ・しかし、林業の採算性の低下、森林所有者の施業意欲の低下等の中で、とりわけ林道が整備されていない奥地に存在する森林等、条件が劣る森林において森林整備が遅れています。

政策目標

条件不利森林の公的主体による効率的な整備手法の確立

< 内容 >

条件不利森林対策のモデル的な取組の推進

森林の立地等条件不利で長期間整備が行われていない森林を対象に、公的主体がモデル的に、間伐、作業路網の整備、森林所有者の確認・同意の取り付け等を実施する際に、1ha当たり平均25万円の定額助成を行います。

< 交付率 >

定額

< 事業実施主体 >

市町村が作成する特定間伐等促進計画の実施主体
（都道府県、市町村、森林組合、森林整備法人等）

< 事業実施期間 >

平成21年度～24年度（4年間）

[担当課：林野庁整備課]